

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等について、同法第14条第3項の規定による措置を命ぜられる者を確知することができないため、同条第10項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和5年6月23日

新潟市長 中原 八一

1. 当該特定空家等の所在地等

所在地 新潟市北区内沼甲1714-8、1717-2（地番）
構造・規模 木造瓦葺き平屋建て、一部2階建て
延べ面積 約160㎡（土蔵を除く）

2. 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容

建物の除却（基礎及び土間を除く）

3. 2の措置が必要となる理由

屋根及び外壁の劣化が進んでおり、瓦の落下や屋根の崩壊等により、通行人等に被害を及ぼす恐れが高い。このことが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態に該当するため。

4. 措置の期限

令和5年8月22日

5. 動産等の取り扱い

当該特定空家等の内部及びその敷地に存する動産等については、4の期限までに搬出し、適切に処分等すること。

6. 新潟市長による措置

4の期限までに2の措置が行われない場合は、措置を命ぜられるべき者の負担において、新潟市長又はその命じた者若しくは委任した者が、建物の除却及び動産等の処分を行う。